

# 通所介護様との連携 とてまご好評をいただいております！

## 【看護師の人員配置にお困りなデイサービスさまへ】

曜日によって看護師が休日を取りたいが、看護師不在となる為に定期的な休日を取ることができないことや、看護師が不在となるので困っているなど。

指定通所介護事業所（以下、デイサービス）では、看護職員の配置が義務付けられているが、平成 27 年度の介護報酬改定により看護職員の配置基準が緩和され、「地域で不足している看護職員については、その専門性を効果的に活かすことができるよう、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものと変更になった。

## 【1日 7,000 円（税抜き）での提携料金で委託を承ります】

例えば週 2 日依頼であれば月に 8 日として（8 日×7,000 円）で 56,000 円に消費税

### ●訪問看護師の動き方のイメージ

- ・午前 10 時から 11 時頃までデイサービスに行き、定期的な健康チェックを行う。  
午後は、緊急の連絡があった場合、電話で必要な対応内容を伝えるか、またはデイサービスに行き、状態観察や必要な処置・対応を行う。
- ・デイサービスの単位ごとに看護職員による健康チェックが必要なため、午前 と午後で利用者が異なる場合には、午後にもデイサービスで健康チェックを実施する必要がある。
- ・デイサービスの営業時間中は、緊急時の連絡を受ける体制を確保する。

### ●看護師の業務内容

1. 日常的な健康管理（健康上の異常の早期発見、悪化予防）
2. 急変時の対応  
（具合が悪い時や転倒した時などに、デイサービスに状態観察に行く、など）
3. 通所介護職員からの相談への対応  
（利用者の健康上のちょっとした気になることの相談、など）
4. 利用者の生活の質を向上させるためのアドバイス
5. 必要時、医師との連絡調整のアドバイス及び情報提供

## 平成17年7月に厚生労働省医政局長より通達がありました。

現場スタッフの対応できる範囲が広がっていますので  
看護師からの指示や報告で業務を円滑にしてスタッフ全体のレベルが上がります。

近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医療・介護サービスの提供のあり方の変化背景に医師や看護師などの免許を有さない者を禁止している「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているという声から、原則として医行為ではないと考えられるものを列挙されています。

- ① 水銀体温計・電子体温計により体温を計測すること、及び耳式電子体温計により体温を測定すること
- ② 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- ③ 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- ④ 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）
- ⑤ 医薬品の使用介助として、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡を除く）、皮膚への湿布貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入または鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること
  - (一) 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定している
  - (二) 医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でない場合
  - (三) 誤嚥の可能性、肛門からの出血の可能性など、専門的な配慮が必要ではないこと
- ⑥ 爪そのものや周囲の皮膚に異常がなく、糖尿病等の専門的な管理が必要でない場合に、爪を爪切りやヤスリがけすること
- ⑦ 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において歯ブラシや綿棒巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き清掃すること
- ⑧ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
- ⑨ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること（肌に装着したパウチの取り替えを除く）
- ⑩ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑪ 市販のディスポーザブルグリセリン洗腸器を用いて洗腸すること＊挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%成人用の場合で40グラム程度以下、小児用の場合で20グラム程度以下、幼児用10グラム程度以下の容量

注 必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかの確認することが考えられ、さらに病状に急変が生じた場合やその他必要な場合にも連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

抜粋資料 医政発第 0726005 号

平成17年7月26日

医師法17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

## 訪問看護による通所介護の現場管理

訪問看護によるチェックはおおよそ1時間以内です。  
現場での情報を訪問看護ステーションへ  
FAX058-203-0186（インターネットFAX）  
そこで判断しながら、通所介護施設へ連絡し訪問いたします。  
現場確認をして問題が無ければ、訪問を終了します。  
もし、病状の急変などがあれば電話などで対応し、場合によっては再度、訪問します。



\*施設へ訪問している最中は訪問看護ステーションスタッフ看護師ですが、施設での看護師として人員基準として配置されますので、施設のスタッフと同じ扱いとなります。

\*指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、指定通所介護事業所が届けを出している提供時間帯を通じての連携となります。

## 全日 委託

- ・施設で看護師を雇用せず  
営業日すべてを訪問看護  
へ委託する

## 曜日別 委託

- ・看護師が欠員している曜  
日を訪問看護へ委託する

## 部分 委託 ①

- ・看護師の出勤時間が短く、  
対応ができない場合に1  
日として営業ができる訪  
問看護緊急連絡対応

## 部分 委託 ②

- ・緊急対応が可能な環境で、  
看護師のみが訪問看護を  
する場合の対応（約1時  
間単位）